

## 立憲主義と憲法

—この国に「憲法への意思」はあるか—

憲法の何たるかをわきまえない発言が、国会で堂々と行われる日本。

立憲主義という土台を欠いた憲法論議は、憲法の基底的な原理を突き崩しかねない。改憲論争が活発化しようとしている今、あらためて立憲主義とは何かを考える。



法政大学法学部教授

金子 匠良

## 1 憲法の役割

法にはそれぞれ役割がある。たとえば、刑法には犯罪となる行為を明らかにし、犯罪者を処罰するという役割があり、税法には税の内容を示し、それに基づいて税を徴収するという役割がある。では、憲法にはどんな役割があるのだろうか？

憲法の役割を明らかにするためには、まず国家権力について考えなければならない。右にあげた犯罪者の処罰や税金の徴収は、それぞれ国家権力によって実行される。犯罪者を処罰する権力が刑罰権、税金を徴収する権力が徴税権であり、こうしたさまざまな権力が集まって国家権力を構成している。つまり、その国に住む人びとに対して、強制的に何かを行わせるための力の集合体が国家権力なのである。

運動の中から憲法 (constitution) が生まれた。憲法は、国家権力を行使する際に守るべきルールを定めた法、つまり国家権力者を拘束する法であり、それまでには存在しなかったまったく新しいタイプの法であった。一般の法律が国民を拘束するものであるのに対して、憲法は国家権力を拘束し、国家権力の行使をコントロールするという役割を負っている法なのである。

## 2 立憲主義

憲法を定めて、それによって国家権力をコントロールするという国家運営のシステムを最初に取り入れたのは、イギリスやアメリカ、フランスなどであり、こうしたシステムは立憲主義 (constitutionalism) と呼ばれるようになった。ただし、ここでいう憲法とは、国家権力の行使をコントロールするという機能を有する法の一般的な名称であり、憲法的な役割を果たす法が、必ずしも「憲法」という名称を持つわけではない。実際に、イギリスには憲法は存在するが、「憲法」という名称の単独の法典は存在しない。しかし、立憲主義を採用する国家の多くは「憲法」という名称の法 (これを憲法典という) を制定し、それに

かねこ 匠良

一九六九年東京生まれ。法政大学大学院社会科学部研究科博士後期課程修了。高松短期大学准教授、神奈川大学教授を経て二〇一八年四月から現職。専門は憲法、人権法。人権政策。主な著書に『行政の構造と権利保護システム』(共著、日本評論社、二〇一九年)、『人権ってなんだろう?』(共著、解放出版社、二〇一八年)、『市民自治講座 前編』(共著、公人社、二〇一五年) ほか。

かつて国家権力には、それを縛るルールが存在しなかった。

もちろん、その時々の権力関係によって、国家権力が事実上制限されることはある。宗教権力が強いときには、国家権力が宗教権力によって縛られることはあったが、国家権力を常に拘束するような制度上のルールはなかった。そのため、国家権力はしばしば肥大化し、暴走を繰り返してきたのである。中世ヨーロッパにおける絶対王政は、その代表例といえよう。太陽王と称されたフランスのルイ一四世 (在位一六四三―一七一五) は、「朕は国家なり」という言葉を残したとされるが、このように中世の専制君主は国家権力を意のままに操り、自分の思い通りに国家を動かそうとする者が少なくなかった。

こうした恣意的な国家運営に歯止めを掛けるために、一七世紀から一八世紀にかけて欧米で起こった専制君主に対する抵抗に基づいて国家権力をコントロールしている。一七八八年に成立したアメリカ合衆国憲法は、世界最初の憲法典であり、日本国憲法もそのひとつである。

ここで疑問を持つ人がいるかもしれない。日本には、聖徳太子 (厩戸皇子) が六〇四年に制定したといわれる「十七条の憲法」があり、これこそが世界最初の憲法ではないかと。しかし、名前は同じ「憲法」でも、立憲主義に基づく憲法と十七条の憲法では、その機能がまったく異なる。立憲主義という憲法とは、国家権力をコントロールするという機能を持つ法であり、そのような機能を持たない法は、たとえ「憲法」という名前がついていても、実質的な意味における憲法ではない。つまり、憲法と立憲主義は不可分のものであり、立憲主義的であることは、憲法が憲法であるための不可欠の条件なのである。

## 3 立憲主義の要素

では、立憲主義的な憲法であるためには、何が必要なのであるか。言い換えれば、どのような内容の規定を含んでいれば、その憲法は立憲主義的であるといえるのであろうか。これについては、確立した考え方があるわけではなく、実際に世界各国の憲法は、時代によって、国によってさまざまである。しかし、立憲主義的な憲法であるための最低限の要素をあげるとすれば、次の三つが重要であろう。一つ目は人権を実効的に保障する法